



令和 6 年 2 月 8 日
第 3 回教育委員会定例会資料
教育部生涯学習推進センター

令和 6 年 2 月 1 日

立川市教育委員会 殿

立川市文化財保護審議会
会長 白川 重敏



立川市指定文化財の指定について (答申)

令和 5 年 4 月 28 日付、立教生第 478 号にて諮問のあった標記の件につきまして審議した結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

記

答 申

諮問のあった 4 件の文化財については、立川市文化財指定基準（以下「指定基準」）に規定された基準を満たしていると考えられる。よって当該の文化財は、立川市文化財保護条例第 2 条に規定する立川市文化財に指定することが適当である。

指定理由

- | | |
|--------|--|
| 1. 名 称 | 普濟寺版 大方等大集經 |
| 種 別 | 有形文化財 |
| 員 数 | 24 点 (帖) |
| 年 代 | 南北朝時代 応安 7 年 (1374) から至徳 3 年 (1386) |
| 寸法形態 | 折本装 表紙題簽無記 縦 26.8×横 9.3 cm 前後
詳細 1 紙 (縦 26.3×横 44.0 cm 前後) 5 折、17 字詰 24~25 行
1 面 5 行 1 版 36 行 |
| 所 有 者 | 宗教法人 玄武山普濟寺 (代表役員 弓場重典) |
| 保存状況 | 立川市歴史民俗資料館保管
経箱に収納され、一部に虫損がみられるが全般的に良好な保存状態 |
| 指定根拠 | 指定基準・第 1 立川市指定有形文化財 - 3 書籍・典籍 (5)
「書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの」 |
| 概 要 | 第三十巻の刊記に、版木を「武州立川縣玄武山普濟禪寺」に留める旨の墨跡から普濟寺版と称される刊經の版本である。
巻末の奥書には永享 5 年 (1433) 惣奉行前陸奥守 (上杉) 憲直により、鶴岡八幡宮に奉納されたことが筆録される。蔵書された五部大乘經のうち明治維新後に散逸した大方等大集經の一部が蒐集家を経て、普濟寺の所蔵になったものである。
武蔵国における最古の地方開版として知られ、字葉は和刻の覆宋版に属する版本と評されている。調査等から、刻記には開版事業の協力者名及びその在所村名が記され、中世多摩の村落地名や普濟寺の布教活動がおよぶ地域の広がり伝える資料として注目されている。
立川に開山した普濟寺創建期の寺院活動を伝える遺品であり、学術的かつ中世多摩の地域史研究上、極めて貴重な資料といえる。 |
| 参考資料 | 『立川市史上巻』(昭和 43 年刊行) 及び『新編立川市史資料編古代・中世』(令和 2 年刊行) |



2. 名称 普濟寺古過去帳
種別 有形文化財
員数 3点(冊)
年代 江戸時代 享保元年(1716)ほか
寸法形態 『古過去帳 玄武山』 享保元年(1716)補修
和装綴本 縦26.3×横18.8cm 前後(36丁)
『古老伝説記并古過去帳』 享保2年(1717)
和装綴本 縦23.2×横16.4cm 前後(37丁)
『 (内題 古過去帳)』 年不詳(江戸時代中期)
和装綴本 縦23.7×横16.4cm 前後(55丁うち空白23丁)
- 所有者 宗教法人 玄武山普濟寺 (代表役員 弓場重典)
保存状況 立川市歴史民俗資料館保管
全般的に良好な保存状態
- 指定根拠 指定基準・第1立川市指定有形文化財 - 4古文書 - (4)
「古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、
学術的価値の高いもの」
- 概要 江戸時代中期に寺院再興時に作成された普濟寺の由緒沿革等が記録
される古過去帳面である。
『古過去帳 玄武山』及び『古老伝説記并古過去帳』は奥書から普濟
寺住持十五世瑞溪宗珍(珍)らによって補修、作成されたことが記され、
『 (内題 古過去帳)』は製作年や作者は不明ではあるが、寺院の由
来や塔頭、立川系図、末寺、元禄四年梵鐘銘に関する記述内容から、同
時期に作成された史料と考えられる。
『古過去帳 玄武山』は江戸時代の前期、寛永から元禄年間を中心に
法名、没年、俗名が記される日牌式の過去帳になるが、永禄や観応、貞
治といった中世の年号の記事を残す。
『古老伝説記并古過去帳』と『 (内題 古過去帳)』には、普濟寺
や中世の立川に関する伝承や古史料の転載等、中興以前の寺院動向が
記される。
中世史料が殆ど残存しない市内にあって、中世の歴史が記される極
めて貴重な資料といえる。
- 参考資料 『新編立川市史資料編古代・中世』(令和2年刊行)
3. 名称 普濟寺梵鐘
種別 有形文化財
員数 1点(口)
年代 江戸時代 元禄4年(1691)
材質 鋳銅造
法量 総高124cm 龍頭高28cm 笠形高9cm 鐘身高87cm
口径70cm 内径57cm 縁厚6.5cm 笠形径39.5~48cm
撞座径7.5~11.5cm 撞座の中心からの高さ21cm
- 所有者 宗教法人 玄武山普濟寺 (代表役員 弓場重典)
保存状況 普濟寺寺務所内に収蔵され、良好な保存状態
指定根拠 指定基準・第1立川市指定有形文化財 - 2工芸品 - (1)
「各時代の遺品のうち製作が優秀なもの」

概要 市内に現存する最古の鑄造年銘が刻まれた梵鐘で、旧柴崎村近在の旧谷保村（現国立市）鑄物師関氏によって鑄造された遺品である。池の間に陰刻された鐘銘の序には、天正期の寺院焼失から江戸時代元禄期までに諸堂を復興するまでの経過とともに、願主普濟寺住持十一世月潭玄圓及び賛助寄進を施す旧柴崎村檀徒など功績者が記される。過去の調査により、旧谷保村には甲州街道に面して、関、森久保、矢澤の三家が鑄物業を営み、江戸時代中期以降に鑄造品を量産した関氏の遺品の中で、最古の年号を遺す鑄造資料として知られている。鳴音に秀で、除夜の撞鐘では遠くに達することで親しまれてきたが、平成 21 年（2009）に老朽化により倒壊の危険性が生じた鐘樓の建て替えに伴い取り外され、現所に移されている。市内最古の梵鐘として貴重であるとともに、銘文の内容は地域史的にも価値が高い資料である。

参考資料 『関鑄物師跡遺跡』国立市教育委員会（平成 12 年刊行）
『江戸近郊の鑄物師 谷保村関鑄物師の業績』くにたち郷土文化館（平成 12 年刊行）

4. **名称** 普濟寺境内并堂塔図
種別 有形文化財
員数 1 点（幅）
年代 江戸時代 享保 2 年（1717）
寸法形態 卷子装 本紙 縦 89.5 cm 横 31.7 cm 前後
所有者 宗教法人 玄武山普濟寺（代表役員 弓場重典）
保存状況 立川市歴史民俗資料保管
指定根拠 水損による染みを残すが、全般的に良好な保存状態
指定基準・第 1 立川市指定有形文化財 - 4 古文書 - (2)
「日記、記録類（絵図または系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの」

概要 江戸時代元禄期までに復興を終えた普濟寺境内の現況を描いた墨書の絵図である。普濟寺住持十五世瑞溪宗珎（珍）による添書から寺社奉行に提出した際の控を所蔵したものと考えられる。製作した年号から市内に伝存する最古の絵図となり、多摩川の段丘崖線を縦軸に立川氏館に係る土墨列を横方向に配した構図に、本堂等建造物の位置や構造、用水の流路等、伽藍の詳細が描かれている。寺院の境内及び周縁の歴史的景観を伝える貴重な絵図資料として重要である。

参考資料 『東京都立川市 立川氏館跡』立川氏館跡遺跡調査会（平成 12 年刊行）
『玄武山普濟寺再興の記録 妙智力』玄武山普濟寺（平成 17 年刊行）

審議経過

令和 5 年 4 月 28 日 令和 5 年度第 1 回文化財保護審議会定例会（諮問・資料確認）
令和 5 年 7 月 28 日 令和 5 年度第 2 回文化財保護審議会定例会（資料審議等協議）
令和 5 年 10 月 27 日 令和 5 年度第 3 回文化財保護審議会定例会（答申案等協議）
令和 6 年 1 月 26 日 令和 5 年度第 4 回文化財保護審議会定例会（答申書等確認）

1. 普濟寺版 大方等大集經



大方等大集經卷第一 序品第一
 如是我聞一時佛在王舍城耆闍崛山中住
 古蹟佛木竹住處大塔之畔昔大菩薩之所
 讚歎其地清淨微妙最勝諸佛法處諸天龍
 眾龍闍婆等常所稱讚之能增長無量善根
 常有諸佛放光明成就無量無邊功德具
 足諸佛所行之處如來得成菩提道已轉妙
 法輪開示無量無邊法於一切法而得自
 在出世遠得一切法中無礙智慧能悉分別
 一切眾生根性利鈍永斷一切煩惱習氣不
 待莊嚴了知若法與大比丘僧六萬八千一
 切調伏斷煩惱習氣皆足滿于善解深義志
 是福田能斷諸有得淨戒果不生不滅復有
 經者當修隨隨具足戒律甚深智無知者大
 廣大悲應注法雨能施一切甘露法味於諸
 眾主等心安地增長成就助善提法智慧光
 明能破諸闇能照明善惡之道能開眾生
 善心通達令眾生善根增長無量無邊
 煩惱具習其真道安無欺詐之如日普能
 增損眾生善惡如日月為諸善本如須弥
 山王心寂靜修行慧行不為世論之所動轉
 安在無上出世之法能見諸佛一切世界積
 善法廣積如大海具足能說者能說之

能救拔諸龍騰騰如是故我今能救諸龍
 大方等大集經卷第三十
 此經印版今世錢希也仍發心
 芳泉兩刊行之惠茲善利法界
 衆生同圓種智
 至德兩寅臘月日住持普濟寺
 藏留武州三川縣玄武山普濟禪寺
 奉州 不麟閣八福宮寺
 永享五年三月廿二日
 寺時授書人 長後與寺住持

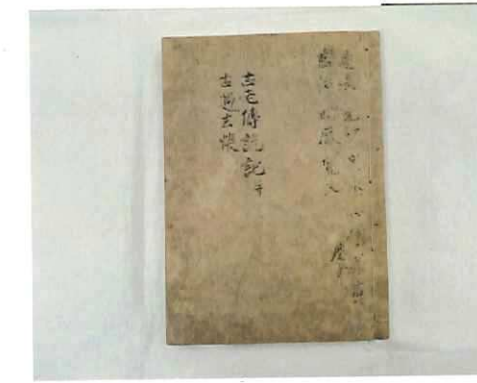
老舊方止身之信
 安為壞衆生如是五蓋五
 八海眼取色相耳取聲相
 相身取觸相意取法相是
 於此衆生修習悲心悲因
 拔衆生如是沉沒六者目
 一者慢二者大慢三者慢
 增上慢六者下慢七者欺
 下慢者自言勝汝於慢慢
 勝乃至識勝於增上慢

2. 普濟寺古過去帳



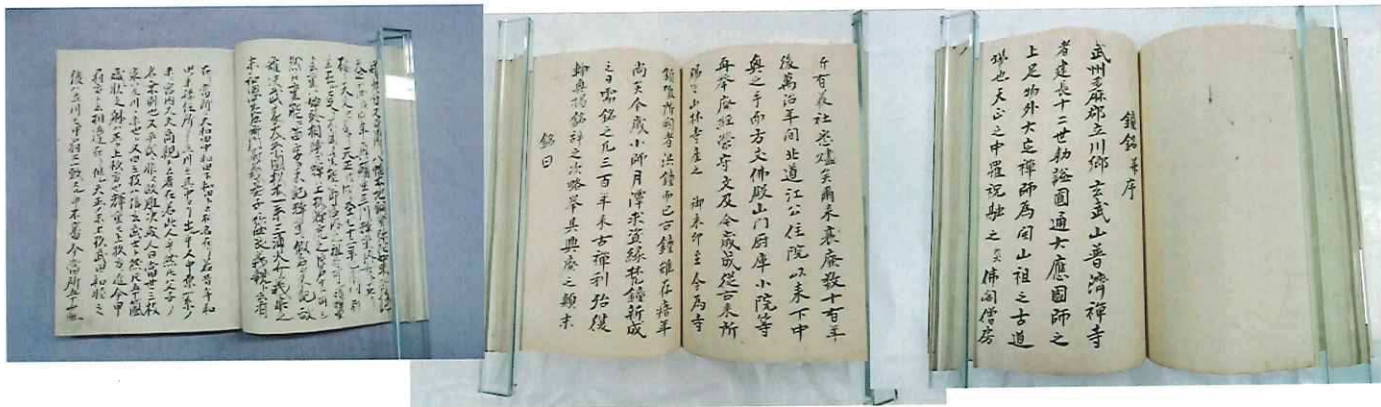
往古過去帳修補之
 享保元年中歲七月
 玄武山普濟禪寺
 見住瑞漢宗師

Handwritten entries in a ledger, including names and dates, such as '三' and '二' at the top of the page.



本廟舊帳年十月住持是元能修補之
 現由住持瑞漢宗師
 現由瑞漢宗師
 宗師

Handwritten entries in a ledger, including names and dates, such as '玄武山' and '普濟禪寺'.



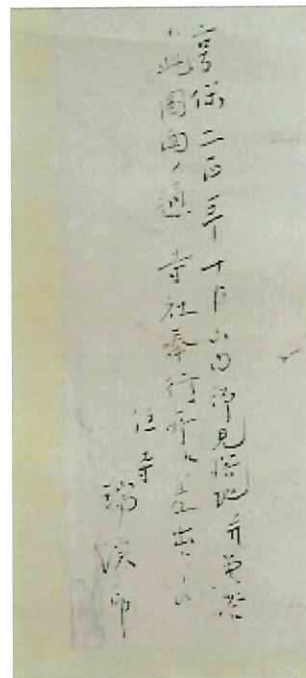
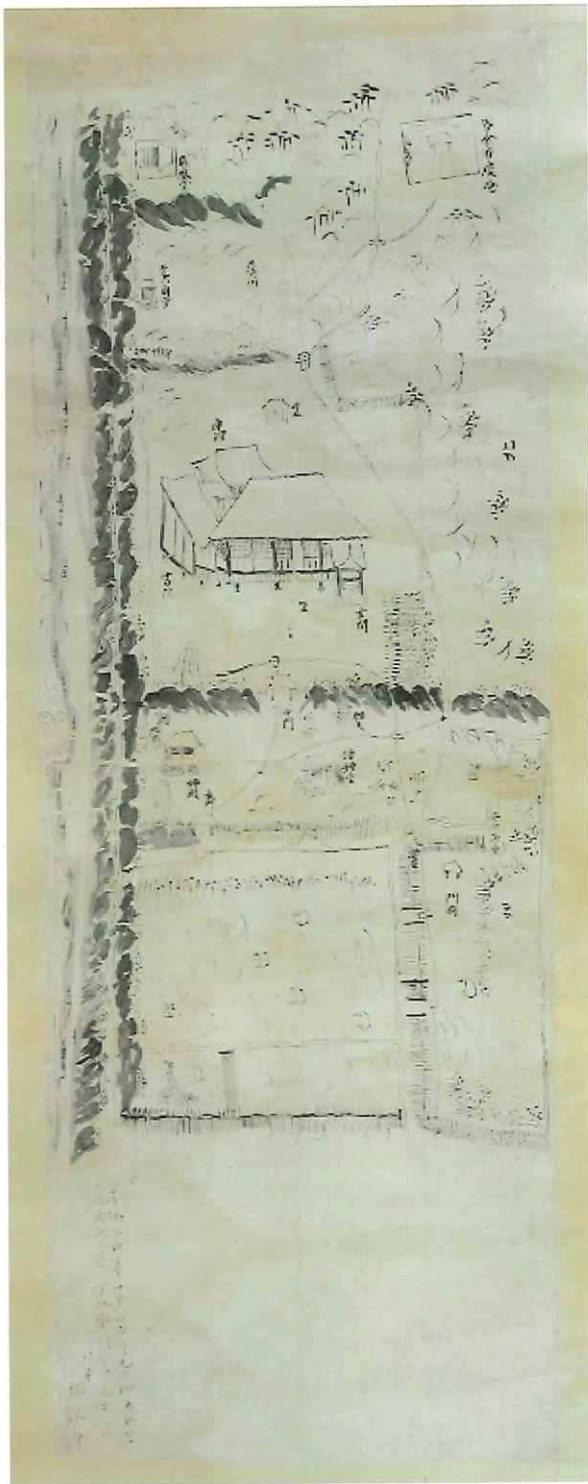
3. 普濟寺梵鐘



鐘樓（昭和初期）



4. 普濟寺境内并堂塔图



享保二酉年十月山内御見捨地并堂塔
 等此図面ノ通 寺社奉行所江差出申候
 住寺 瑞溪 印



立教生第478号
令和5年4月28日

立川市文化財保護審議会
会長 白川重敏 様

立川市教育委員会



立川市指定有形文化財の指定について（諮問）

このことについて、次の4件の文化財を立川市文化財保護条例第2条の規定による市文化財の指定にすることについて審議のうえ答申いただけますよう諮問します。

記

1. 名称 普濟寺版 大方等大集經

種別 有形文化財

員数 24点

年代 南北朝時代 応安7年(1374)から至徳3年(1386)

所有者 宗教法人 玄武山普濟寺

概要 版木を普濟寺に置いたことで普濟寺版と称される刊經。鶴岳八幡宮寺に奉納された五部大乘經のうち、大方等大集經の一部が普濟寺に保存される。覆宋版に属する字葉で、刻記には助縁者の名や在所村名が記され、中世の多摩地域の地名が記される貴重な資料である。
2. 名称 普濟寺古過去帳

種別 有形文化財

員数 3点

年代 江戸時代 享保2年(1717)ほか

所有者 宗教法人 玄武山普濟寺

概要 江戸時代中期までに中興する普濟寺の沿革等を記した古過去帳。普濟寺由緒のほか、中世の立川郷内に係る伝記や戦国時代寺院焼失以降からの復興及び江戸時代前期の旧柴崎村の時勢を伝える資料である。
3. 名称 普濟寺梵鐘

種別 有形文化財

員数 1点

年代 江戸時代 元禄4年(1691)

所有者 宗教法人 玄武山普濟寺

概要 旧谷保村（現国立市）の鋳物師関保種によって鋳造された梵鐘。銘の序文に戦国期の寺院焼失から江戸時代元禄期までの寺院再興の様子が刻記される資料である。

4. 名称 普濟寺境内并堂塔図

種別 有形文化財

員数 1点

年代 江戸時代 享保2年（1717）

所有者 宗教法人 玄武山普濟寺

概要 江戸時代中期に復興した普濟寺の伽藍配置を描いた境内絵図。墨書で記された市内に伝存する最古の絵図で、仏堂や土塁、柴崎分水の水路、寺院境内の土地利用を描く資料である。

文化財調査票

No・名称	No. 1 普濟寺版 大方等大集經	種別	有形文化財
所在地	富士見町 3-12-34 立川市歴史民俗資料館保管	所有者	玄武山普濟寺
年代	南北朝・応安 7 年 (1374) から至徳 3 年 (1386)	状態	良

【説明等】
 経卷第三十に版木を「武州立川県玄武山普濟禅寺」に置く旨の刊記があり、立川普濟寺版と呼称される。武蔵国における最古の刊経と考えられ、五部大乗經のうち大方広仏華嚴經、大方等大集經、魔訶般若波羅蜜經が貞治 2 年 (1363) から応永 7 年 (1400) にかけて刊経される。(残る 2 経は未製作と考えられている)
 現存する普濟寺版は、普濟寺、東洋文庫、大東急記念文庫他で分蔵され、普濟寺には、蒐集家が旧蔵した大方等大集經 (1～13、16、21～30、〔14,15,17～20 は欠巻で後補の写経巻]) を所蔵する。
 字様は覆宋版に属し、經典の書誌学的な重要性和刻記に助縁者の名や地名が記され、中世多摩の地域史を考えるうえでも貴重な資料である。

写真

奉納 鶴岳八幡宮寺
 永享五年 (1433) 三月十三日
 于時惣奉行 前陸奥守(上杉) 憲直

文化財調査票

No・ 名称	No. 2 普濟寺古過去帳	種 別	有形文化財
所在地	富士見町 3-12-34 立川市歴史民俗資料館保管	所有者	玄武山普濟寺
年 代	江戸・享保2年(1717)他	状 態	良

説 明

【説明等】

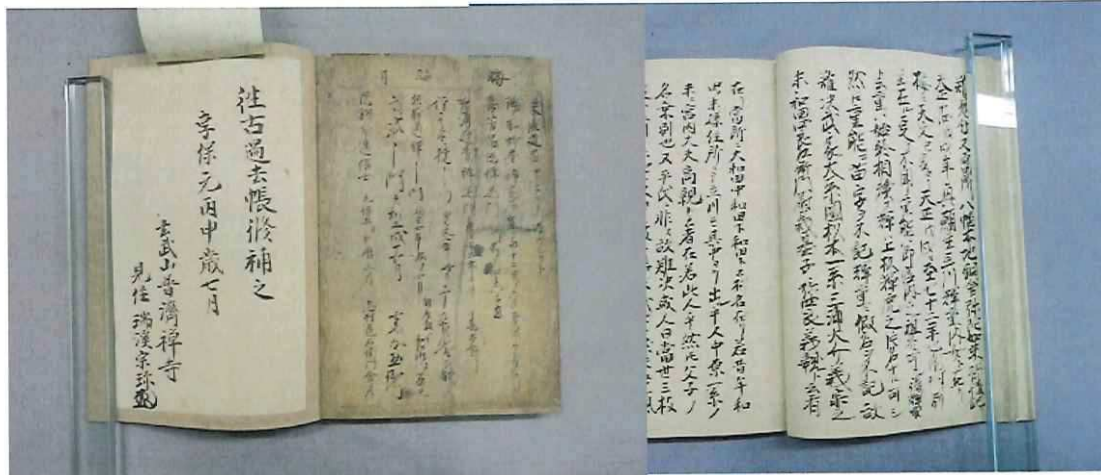
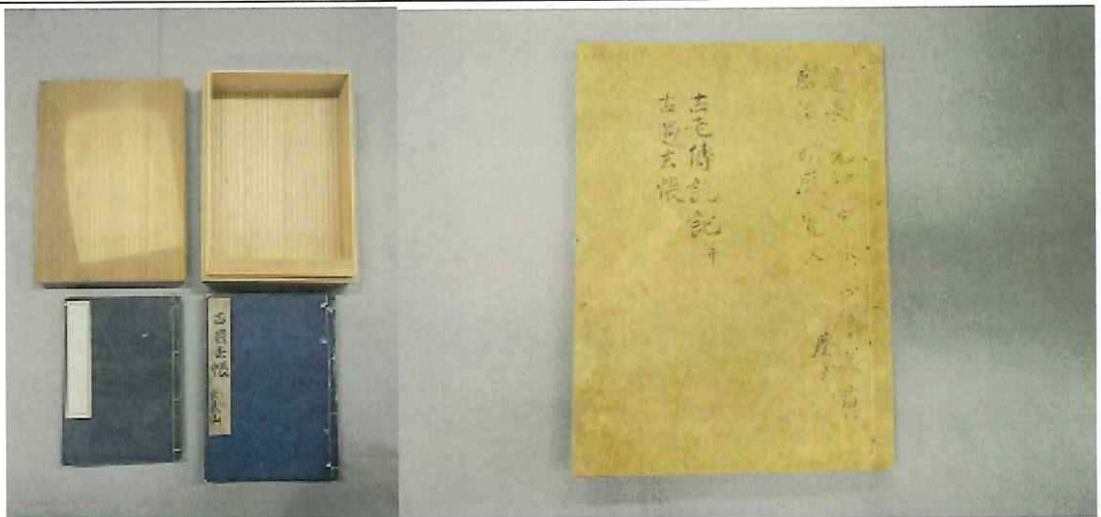
『古過去帳 玄武山』寛永年間(1624~44)から元禄年間(1688~1704)

『古老伝説記并古過去帳』享保2年(1717)

『(内扉 古過去帳)』(年不詳)普濟寺、塔頭、末寺の由来、元禄4年梵鐘銘

江戸中期までに復興する普濟寺の沿革等を記した古過去帳である。普濟寺の由緒のほか、中世立川に係る伝記、また、中世末寺院の被災衰退後、江戸初頭から享保期にかけて普濟寺及び柴崎村の時勢回復に至る経過が記される。普濟寺縁起や地域史及び本末寺関係等近世の寺院活動を記す貴重な資料である。

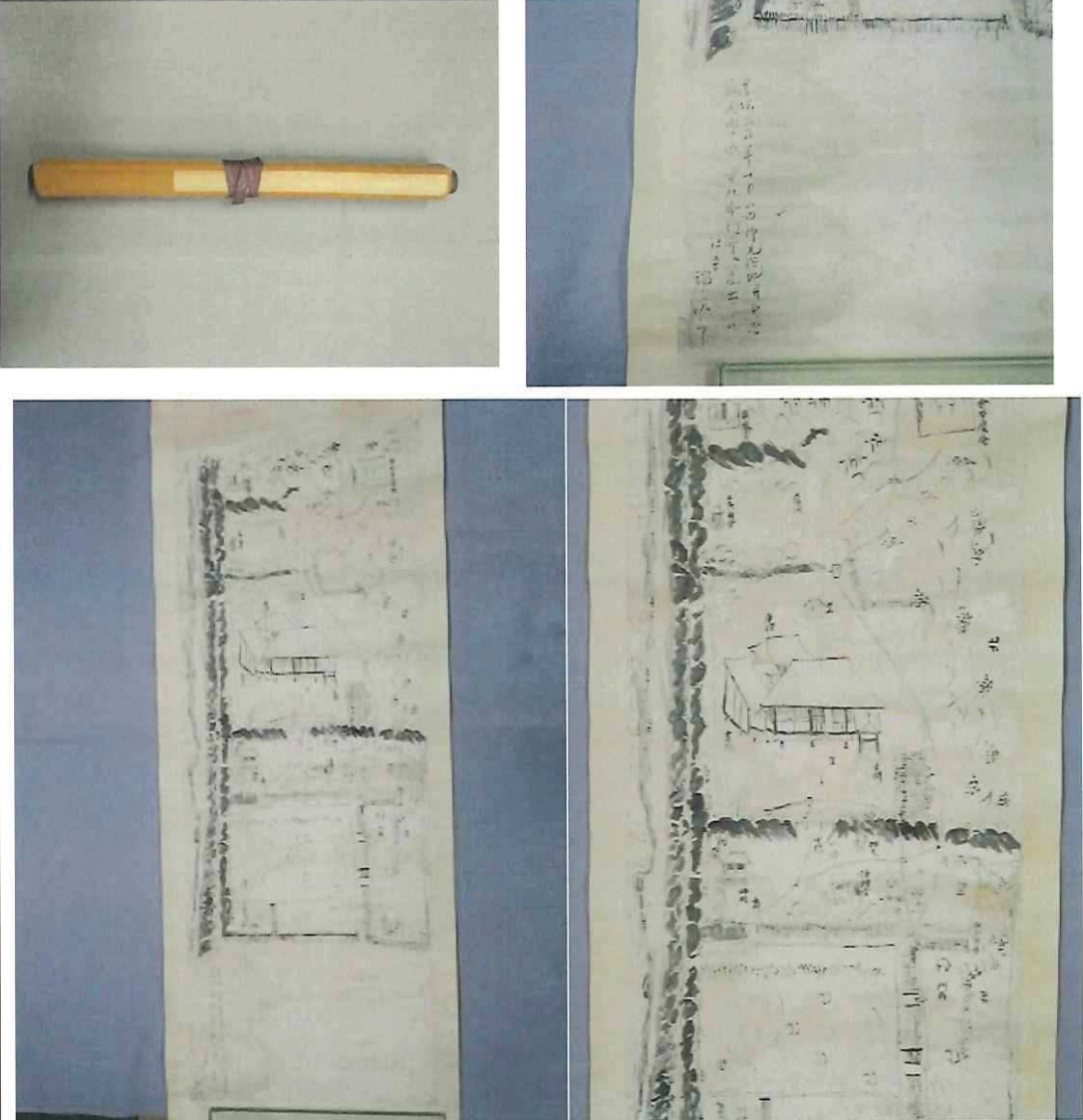
写 真



文化財調査票

No・ 名称	No. 3 普濟寺梵鐘	種 別	有形文化財
所在地	柴崎町 4-20-46	所有者	玄武山普濟寺
年 代	江戸・元禄4年(1691)	状 態	良
説 明	<p>【説明等】</p> <p>銘文から国立谷保村の<small>いもじせきやすたね</small>鑄物師関保種によって元禄四年に鑄造された梵鐘である。銘の序文には普濟寺再興の様相が刻まれており、天正年間、兵火にかかり僧閣僧房ことごとく焼失、以来数十年間荒廢に瀕していたが、万治年間より再興が始まり、元禄期に至る再興の経緯を伝える唯一の資料である。</p> <p>総高 124cm。口径 70cm。</p>		
写 真	<div style="display: flex; align-items: flex-start;">   <div style="margin-left: 20px;"> <p>鐘銘并序</p> <p>武州多麻郡立川郷玄武山普濟禪寺 者建長十二世勅諭圓通大應國師之 上足物外大定禪師為開山祖之古道 場也天正之中罹祝融之災佛閣僧房 所有叢社悉燼矣爾來衰廢數十年 後萬治年間北道江公住院以來下中 興之手而方丈仏殿山門厨庫小院等 再葺廢經營守文及今歲成從古來所 賜之山林寺産之 御朱印至今為寺 鎮唯所闕者洪鐘而已古鐘雖存瘖年 尚矣今歲小師月潭求資縁梵鐘新成 之日需銘之凡三百年來古禪刹殆復 輪興揭銘辭之次略舉其興廢之顛末</p> </div> </div>		

文化財調査票

No・ 名称	No. 4 普濟寺境内并堂塔図	種 別	有形文化財
所在地	富士見町 3-12-34 立川市歴史民俗資料館保管	所有者	玄武山普濟寺
年 代	江戸・享保2年 (1717)	状 態	良
説 明	<p>【説明等】 『普濟寺境内并堂塔図』享保2年 (1717)</p> <p>江戸中期までに復興を果たした普濟寺の伽藍配置を描いた境内絵図である。墨書で記された市内に伝存する最古級の絵図で、仏堂の外観や土塁、柴崎分水の水路、寺院境内の土地利用を描く貴重な資料である。</p>		
写 真	 <p>The photograph section contains four images. The top-left image shows a rolled-up scroll tied with a purple cord. The top-right image is a close-up of the scroll's text, which is written in vertical Japanese calligraphy. The bottom-left image shows a portion of the site plan drawing, depicting a rectangular enclosure with internal structures. The bottom-right image shows another portion of the drawing, featuring a large building with a gabled roof and surrounding areas with various markings and lines.</p>		

普濟寺梵鐘 元禄四年（1691）

〈池の間 第二区〉

鐘銘并序

武州多麻郡立川郷玄武山普濟禪寺者建長十二世勅諭圓通大應國師之上足物外大定禪師為開山祖之古道場也天正之中罹祝融之災佛閣僧房所有叢社悉燼矣爾來衰廢數十有年後萬治年間北道江公住院以來下中興之手而方丈仏殿山門厨庫小院等再举廢經營守文及今歲成從古來所賜之山林寺産之 御朱印至今為寺鎮唯所闕者洪鐘而已古鐘雖存瘖年尚矣今歲小師月潭求資縁梵鐘新成之日需銘之凡三百年来古禪刹殆復輪輿揭銘辞之次略举其興廢之顛末

〈池の間 第二区〉

銘曰

答祇山月 吼豊嶺霜
晨禪夜定 叢規恢張
聞性塵浄 昏散想亡
啓迪幽譴 告報非常
音劫石久 形梵製長
仰異
國家鎮静 寺門休祥
時元禄第四龍輯重光 治復月初八日
前建長老杜多湛龍室敬題
當山中奥耆 比丘 北道玄江
住持比丘 月潭玄圓
勸化知叟僧 定水玄智

〈池の間 第三区〉

助縁檀主

河野氏 高嘉
同 通任
志村氏 宣之
同 昌明
同 勝榮
法雲院 宣之母儀
寶麟院 月潭慈母
濱野女人
曾根金太夫
一番撞鐘功德主宮崎式部室
菩薩戒弟子法名禪溪妙會大姉
贊曰 善哉信女 一擊音長
乘此功德 坐菩提場

〈池の間 第四区〉

同撞鐘功德主

宮崎 式部 中嶋 三右衛門
五十嵐十兵衛 小川弥五右衛門
原川太郎左衛門 五十嵐兵左衛門
加藤 勘助 荒井 惣左衛門
板谷 太兵衛 加藤 茂左衛門
鈴木三良左衛門 本宿村石川久左衛門
追福 関室玄 居士
武州多麻郡谷保村 関 忠兵衛 保種
大工藤原氏 森久保助右衛門盛政
関 三右衛門種吉



立川市

立川市文化財指定基準

(平成十二年四月一日施行)

第1 立川市指定有形文化財

1 建造物

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(石塔、鳥居等)の建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で、建築的技法になるものうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの
イ 歴史的又は学術的価値の高いもの
ウ 流派的又は地域的特色において顕著なもの

2 絵画・彫刻・工芸品

(1) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
(2) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの

(3) 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義の深いもの
(4) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

3 書跡・典籍

(1) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの
(2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの
(3) 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要と認められるもの

(4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまともって伝存し、学術的価値の高いもの
(5) 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの

4 古文書

区市町村文化財指定等基準 立川市

(1) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの

(2) 日記、記録類(絵図または系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの

(3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

(4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまともって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの

5 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は立川市の歴史上重要と認められるもの

6 歴史資料

(1) 政治、経済、社会、文化等、歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

(2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

(3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまともって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第2 立川市指定無形文化財

1 芸能

(1) 音楽、舞踏、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸能上価値の高いもの
イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
ウ 芸能上価値が高く又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、

流派的又は地域的に特色があるもの

2 工芸技術

(1) 芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの
陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの